

令和5年8月7日

四日市市霞埠頭にて街頭検査を実施

自動車技術総合機構中部検査部三重事務所及び四日市事務所は、中部運輸局三重運輸支局、軽自動車検査協会及び三重県警察と連携し、不正改造車を排除するため、四日市市霞埠頭にて街頭検査を実施しました。

その結果、12台の車両を検査し、近接排気騒音超過、最低地上高不足、車体からのタイヤの突出等の不正改造があった11台に対し、道路運送車両法に基づき、三重運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

1. 実施日及び場所

- 実施日：令和5年8月5日（土）夜
- 場所：三重県四日市市霞2丁目付近

2. 不正改造車に対する改善処置命令

- 検査車両数 四輪車：12台
- 整備命令書交付台数 四輪車：11台
- 主な不適合箇所 近接排気騒音超過、最低地上高不足、車体からのタイヤの突出等



【問い合わせ先】

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話：03-5363-3441（代表）

FAX：03-5363-3347